

○文部科学省令第三十六号
 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項、第三十一条及び第五十八条の規定に基づき、技術士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年八月十八日

文部科学大臣 遠山 敦子

技術士法施行規則の一部を改正する省令

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「船舶」の下に、「海洋」を加え、同条第四号中、「電気・電子」を「電気電子」に改め、同条第十号中、「水道」を「上下水道」に改め、同条第十三号中、「林業」を「森林」に改め、同条第二十号を第二十一号とし、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 原子力・放射線部門

第十一条第一項の表一の項の下欄を次のように改める。

機械設計	材料力学	機械力学・制御	動力エネルギー	熱工学	流体工学	加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械	交通・物流機械及び建設機械	ロボット	情報・精密機器
------	------	---------	---------	-----	------	-------------------------	---------------	------	---------

第十一条第一項の表二の項を次のように改める。

二 船舶・海洋部門	船舶・海洋一般	船舶 海洋空間利用 船用機器
-----------	---------	----------------------

第十一条第一項の表三の項中、「機体」の下に、「システム」を加え、同表四の項中、「電気・電子」を「電気電子」に改め、同表六の項中、紡糸、製糸、紡績及び製布を「紡糸・加工糸の方法及び設備」に、「縫製」を「繊維二次製品の製造及び評価」に改め、同表八の項の下欄を次のように改める。

固体資源の開発及び生産
 流体資源の開発及び生産
 資源循環及び環境

第十一条第一項の表九の項中、「海岸」の下に、「海洋」を加え、同表十の項中、「水道部門」を「上下水道部門」に、「水道一般」を「上下水道一般」に改め、同表十一の項の下欄を次のように改める。

大気管理	水質管理	廃棄物管理	空気調和	建築環境
------	------	-------	------	------

第十一条第一項の表十二の項中、「地域農業開発計画」を「農村地域計画」に、「農村環境」を「農村環境」に改め、同表十三の項を次のように改める。

十三 森林部門	森林一般	林業 森林土木 林産 森林環境
---------	------	--------------------------

第十一条第一項の表十五の項の下欄を次のように改める。

生産マネジメント サービスマネジメント ロジステイクス 数理・情報 金融工学
--

第十一条第一項の表十六の項の下欄を次のように改める。

コンピュータ工学 ソフトウェア工学 情報システム・データ工学 情報ネットワーク
--

第十一条第一項の表十八の項の下欄を次のように改める。

細胞遺伝子工学 生物化学工学 生物環境工学

第十一条第一項の表十九の項中、「自然環境保全」を「自然環境保全 環境影響評価」に改め、同表二十の項中「第十九号」を「第二十号」に改め、同項を二十一の項とし、同表十九の項の次に次のように加える。

二十 原子力・放射線部門	原子力・放射線一般	原子炉システムの設計及び建設 原子炉システムの運転及び保守 核燃料サイクルの技術 放射線利用 放射線防護
--------------	-----------	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前に技術士法（以下「法」という。）第四条第一項の規定により行われた技術士試験において、改正前の技術士法施行規則（以下「旧規則」という。）第二条第二号の船舶部門、同条第四号の電気・電子部門、同条第十号の水道部門又は同条第十三号の林業部門で合格した者は、そ

れぞれ改正後の技術士法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第二号の船舶・海洋部門、同条第四号の電気電子部門、同条第十号の上下水道部門又は同条第十三号の森林部門で合格したものとみなす。

3 この省令の施行前に旧規則第二条第二号の船舶部門、同条第四号の電気・電子部門、同条第十号の水道部門又は同条第十三号の林業部門で登録された者は、登録を受けた技術部門の名称を、それぞれ新規則第二条第二号の船舶・海洋部門、同条第四号の電気電子部門、同条第十号の上下水道部門又は同条第十三号の森林部門の名称に変更するための届出をすることができる。

4 法第三十五条並びに新規則第十七条、第二十一条及び第二十三条の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、新規則別記様式第十一中「回平第35条第1項」とあるのは、「新規則別記様式第十一中第35条第1項」と読み替えるものとし、当該届出に係る法第三十九条第一項の登録手数料は、納付することを要しない。